

中国語原文	日本語仮訳
<p data-bbox="228 315 791 394">国家外汇管理局综合司关于过渡期部分企业预收货款结汇或划转有关问题的通知</p> <p data-bbox="341 495 678 611"> 发布时间:2008-07-21 文号:汇综发【2008】120号 来源: 国家外汇管理局 </p> <p data-bbox="228 667 791 786"> 国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部、深圳、大连青岛厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行： </p> <p data-bbox="228 842 791 1223"> 2008年7月14日，贸易信贷登记管理系统和出口收结汇联网核查系统分别开始运行。系统运行后，由于两系统尚未实现联网及系统赋予部分企业的预收货款可收汇额度初始值较小或为零，致使这些企业7月14日后收到的预收货款无法及时到银行办理结汇或划转。针对此类问题，现就两系统联网前涉及的企业预收货款登记确认以及有关操作事项通知如下： </p> <p data-bbox="228 1496 791 1704"> 一、对于已确认办理预收货款提款登记的企业，总局将及时向各分局下发企业预收货款提款登记确认清单，并将此清单以光盘形式送中国电子口岸。各分局可凭此清单通知相关企业到银行办理结汇或资金划转手续。 </p> <p data-bbox="228 1888 791 2004"> 二、对于新办理外贸业务的企业（注：2008年5月30日前无出口收汇记录的企业），如在7月14日后发生了预收货款，企业 </p>	<p data-bbox="820 315 1358 434">国家外貨管理局綜合司の過渡期における一部企業の前受金人民元転或いは振替の関連問題についての通知</p> <p data-bbox="901 495 1286 611"> 公布日：2008-07-21 通達番号：匯綜發[2008]120号 出所：国家外貨管理局 </p> <p data-bbox="820 667 1367 786"> 国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大連青島廈門、寧波市分局、各中資外貨指定銀行： </p> <p data-bbox="820 842 1367 1440"> 2008年7月14日、貿易与信登記管理システムと輸出外貨受取・人民元転オンライン照合・審査システムは各々運用を開始した。両システムはなおネットワーク化が実現されておらず、システムが一部の企業に付与する前受金外貨受取可能限度額の初期値は比較的小さい或いはゼロであるため、こうした企業の7月14日以後に受け取った前受金は銀行で直ちに人民元転或いは振替することができなくなっている。この種の問題に対して、ここに両システムのネットワーク化以前に関連する企業前受金登記の確認及び関係操作事項について以下の通り通知する。 </p> <p data-bbox="820 1496 1367 1832"> 一、既に確認して前受金引出登記を行った企業について、総局は各分局に企業前受金引出登記確認リストを遅滞なく示達し、且つこのリストをディスク形式で中国電子口岸へ送付する。各分局はこのリストにより銀行で人民元転或いは資金振替手続を行うよう関連する企業に通知することができる。 </p> <p data-bbox="820 1888 1367 2004"> 二、新たに外貿業務を行う企業（注：2008年5月30日前に輸出外貨受取記録のない企業）について、もし7月14日以後に前受金 </p>

<p>可在贸易信贷登记管理系统办理预收货款提款登记后，向所在地外汇局申请预收货款提款登记确认，并提交以下材料：</p> <p>（一）书面申请（格式参照附件）；</p> <p>（二）已签订（未来出口）的出口合同（代理出口的还需提供代理出口协议）；</p> <p>（三）其他材料。</p> <p>所在地外汇局收到企业书面申请时，应首先在企业外汇信息档案数据库系统中查验该企业的基本信息（若企业外汇信息档案数据库系统中无该企业的基本信息，应要求企业按有关规定在外汇信息档案数据库开户，并填报基本信息）。其次，根据企业提供的材料及时审核其贸易的真实性，在此基础上向符合审核要求的企业出具《资本项目外汇业务核准件》，企业可凭核准件到银行办理预收货款资金结汇和划转手续。</p> <p>三、对已开办外贸业务的企业（注：2008年5月30日前已有出口收汇记录的企业），其在外汇局核定比例内收取的预收货款，可在办理提款登记后直接到银行办理结汇或资金划转手续。对需超出核定比例办理结汇或资金划转的，应向外汇局申请预收货款提款登记确认，并提交以下材料：</p> <p>（一）书面申请（格式参照附件，另请在备注栏详细说明原因）；</p> <p>（二）企业前12个月出口、收结汇（含预收货款收结汇）等情况证明材料；</p> <p>（三）已签订（未来出口）的出口合同（代理出口的还需提供代理出口协议）；</p> <p>（四）其他材料。</p> <p>所在地外汇局应在及时审核其贸易真实性</p>	<p>が発生した場合、企業は貿易与信登記管理システムで前受金引出登記を行った後、所在地外管局へ前受金引出登記確認を申請し、且つ以下の資料を提出することができる。</p> <p>（一）書面申請（書式は添付文書参照）</p> <p>（二）既に締結された（将来輸出する）輸出契約（代理輸出の場合には代理輸出協議も提出する必要あり）</p> <p>（三）その他の資料</p> <p>所在地外管局は企業の書面申請を受け取った際、先ず企業外貨情報ファイルデータベースシステムで当該企業の基本情報を検索しなければならない（もし企業外貨情報ファイルデータベースシステムに当該企業の基本情報がない場合、関係規定により外貨情報ファイルデータベースを開設し、基本情報を記載するよう企業に要求しなければならない）。次に、企業の提出する資料に基づきその貿易の真実性を遅滞なく審査し、審査要求に合致する企業に「資本項目外貨業務許可書」を発行、企業は許可書により銀行で前受金人民元転或いは振替手続を行うことができる。</p> <p>三、既に外貿業務を行っている企業（注：2008年5月30日前に既に輸出外貨受取記録のある企業）について、外管局の査定比率内で受け取る前受金は、引出登記を行った後、直接銀行で人民元転或いは資金振替手続を行うことができる。査定比率を超過して人民元転或いは資金振替する必要がある場合については、外管局へ前受金引出登記確認を申請し、且つ以下の資料を提出しなければならない。</p> <p>（一）書面申請（書式は付属文書参照、別途備考欄に原因を詳細に説明されたい）</p> <p>（二）企業の前12ヶ月の輸出、外貨受取・人民元転（前受金外貨受取・人民元転）等の状況を証明する資料</p>
--	---

<p>的基础上，向符合审核要求的企业出具《资本项目外汇业务核准件》，企业可凭核准件到银行办理预收货款资金结汇或划转手续。</p> <p>四、在贸易信贷登记管理系统和出口收结汇联网核查系统实现联网后，各分局外汇管理部应将以《资本项目外汇业务核准件》形式核定的企业预收货款结汇或划转情况，及时录入贸易信贷登记管理系统企业特批预收货款额度栏。</p> <p>各分局、外汇管理部应严格按照短期外债管理的原则和要求，加强对辖内外贸企业运行状况的调研和分析，掌握企业预收货款的历史和现实情况，对企业贸易信贷实行科学的管理。在完善贸易信贷统计监测管理的同时，为企业正常的贸易融资和银行正常的业务经营提供便利的服务。</p> <p>特此通知。</p> <p>附件：预收货款提款登记确认申请书</p>	<p>(三) 既に締結された（将来輸出する）輸出契約（代理輸出の場合には代理輸出協議も提出する必要あり）</p> <p>所在地外管局はその貿易の真実性を遅滞なく審査しなければならないことを基礎として、審査要求に合致する企業に「資本項目外貨業務許可書」を発行し、企業は許可書により銀行で前受金資金の人民元転或いは振替手続を行うことができる。</p> <p>四、貿易与信登記管理システムと輸出外貨受取・人民元オンライン照合・審査システムのネットワーク化が実現された後、各分局外貨管理部は「資本項目外貨業務許可書」の形式で査定した企業前受金の人民元転或いは振替の状況を遅滞なく貿易与信登記管理システムの企業特別許可前受金限度額欄に入力しなければならない。</p> <p>各分局、外貨管理部は短期外債管理の原則と要求に厳格に従って、管轄内外貿企業の運用状況に対する調査研究と分析を強化し、企業の前受金の履歴と現実の状況を掌握し、企業の貿易与信に対して科学的な管理を実行しなければならない。貿易与信統計モニタリング管理を改善すると同時に、企業の正常なトレードファイナンスと銀行の正常な業務経営のために利便性のあるサービスを提供する。</p> <p>ここに通知する。</p> <p>付属文書：前受金引出登記確認申請書</p>
---	--

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司】